

鹿児島市宿泊税検討委員会

報告書（案）

令和7年11月
鹿児島市宿泊税検討委員会

目 次

1	はじめに	1
(1)	観光振興の重要性	1
(2)	財源確保の必要性	1
(3)	検討委員会の設置	1
(4)	検討の内容	1
2	鹿児島市における観光振興の重要性	2
(1)	観光に注力する背景	2
①	人口減少に伴う個人消費の減少の見通し	2
②	観光における経済効果	2
(2)	鹿児島市における観光に関する取組	3
①	第4期鹿児島市観光未来戦略	3
(3)	持続可能な観光地づくりに向けた課題	4
①	鹿児島市の観光動向	4
②	鹿児島市の財政状況	4
③	持続可能な観光地づくりに向けた課題	5
3	新たな観光財源	6
(1)	地方自治体の自主財源の比較検討	6
4	宿泊税の制度設計	8
(1)	導入目的（使途）	8
(2)	課税客体、課税標準及び納税義務者	12
(3)	徴収方法、特別徴収義務者及び申告納入期限	13
(4)	税率（税額）	14
(5)	免税点、課税免除	16
(6)	課税期間（見直し期間）	18
(7)	特別徴収交付金	19
5	関連事項	20
(1)	宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用	20
(2)	システム等改修整備費用助成制度の要否	21
(3)	入湯税の改正の要否	22
6	まとめ	23
7	おわりに	25
[参考：鹿児島市宿泊税検討委員会について]	26	
1	鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱	26
2	委員名簿	27
3	検討経過	28

1 はじめに

(1) 観光振興の重要性

鹿児島市においては、人口減少による個人消費の減少が見込まれる中、地域経済の活性化を図っていくためには、裾野が広い総合産業であり、本市が優位性を持つ観光を経済成長のエンジンと位置付け、今後の個人消費の減少分を上回る観光消費額を創出していくことが重要である。

そのためには、今後、国内外から選ばれる持続可能な観光地づくりに向け、都市の魅力を高め、更なる観光振興を図るための新たな施策等を継続的に展開していくことが必要である。

(2) 財源確保の必要性

人口減少・少子高齢化等に伴い、市税収入の減少や社会保障関係費の増加等の可能性が懸念されるなど厳しい財政状況が続く中であっては、都市の魅力を高め、更なる観光振興を図るための新たな施策等を継続的に展開していくための財政需要に適切に対応する安定的かつ持続的な財源の確保を図っていく必要がある。

(3) 検討委員会の設置

市においては、稼ぐ観光の実現に向け、持続可能な観光地づくりを進めていく上で、新たな観光財源の導入について検討を行う必要があるとの考えから、これまで、主に宿泊税の導入自治体・導入予定自治体^{*1}（以下「導入自治体等」という。）の状況について調査研究を進めた結果、税収の規模や、安定性・継続性等の観点から、宿泊税が最も適した確保手段であるとの認識に至り、検討を行うこととした。

その検討に当たっては、多様な視点から客観的に行う必要があることから、令和7年6月に鹿児島市宿泊税検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置したものである。

(4) 検討の内容

検討委員会では、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等の多様な視点から、まずは、宿泊税導入の必要性や妥当性について協議を行い、その必要性等が認められたため、導入自治体等の事例や宿泊事業者へのアンケート調査結果等を踏まえた制度設計等について、客観的かつ具体的な検討を行った。

*1) 導入予定自治体：総務大臣同意済みで条例施行予定の自治体のことを指す。

2 鹿児島市における観光振興の重要性

(1) 観光に注力する背景

①人口減少に伴う個人消費の減少の見通し

「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で示された将来人口によると、令和4年（2022年）から令和13年（2031年）の10年間で鹿児島市の人口は約1.3万人減少（毎年約1,400人減少）すると見込まれている。

総務省の家計調査年報（令和2年・2020年）から鹿児島市の人口1人当たりの年間消費額を試算すると約120万円となっており、市の人口が毎年約1,400人減少した場合、個人消費も毎年約16.8億円減少し、令和13年（2031年）は、令和4年（2022年）に比べ約156億円減少する見通しである。

②観光における経済効果

観光は、幅広い業種に関連し、裾野が広い総合産業であり、宿泊施設や飲食店、土産品店、交通事業者等の観光関連事業者への直接的な消費の拡大をはじめ、間接的な消費や雇用の創出など、地域経済全体に多大な効果を及ぼすことが期待されている。

のことから、観光を経済成長のエンジンとし、今後の人口減少による個人消費の減少分を上回る観光消費額増を創造し、経済の活性化や雇用の場の確保につなげていくことが重要である。

[個人消費減少分及び観光消費額增加分に係る推計の推移]



[出所：第4期鹿児島市観光未来戦略]

(2) 鹿児島市における観光に関する取組

①第4期鹿児島市観光未来戦略

鹿児島市においては、第六次鹿児島市総合計画の基本目標の一つである「魅力にあふれ人が集う 活力あるまち」づくりを観光の面から推進するため、指針となる「第4期鹿児島市観光未来戦略（計画期間令和4年度～8年度）」を策定し、稼ぐ観光の実現に向けた各種施策を積極的に展開している。

本戦略では、観光を経済政策として位置付け、市民一人ひとりの幸せに寄与するため、「訪れる人の感動・暮らす人の幸せをつくる“稼ぐ観光”の実現」を基本目標に掲げている。

[戦略の体系／数値目標]



■KGI (Key Goal Indicator:最終的な目標指標)

	令和元年 (参考)	令和2年	令和8年 (目標値)	対令和2年比 (対令和元年比)
経済波及効果	2,057億円	830億円	2,200億円	1,370億円増 (143億円増)

■KPI (Key Performance Indicator: KGI達成に向けた重要指標)

	令和元年 (参考)	令和2年	令和8年 (目標値)	対令和2年比 (対令和元年比)
観光消費額	1,495億円	604億円	1,600億円	996億円増 (105億円増)
宿泊観光客数 ※令和元年は 万の位で四捨五入	日本人	390万人	207.6万人	192.4万人増 (10万人増)
	外国人	340万人	201.1万人	138.9万人増 (—)
1人1泊あたりの 観光消費額	日本人	50万人	6.5万人	53.5万人増 (10万人増)
	外国人	28,800円 (円)	31,000円	2,200円増 (2,200円増)

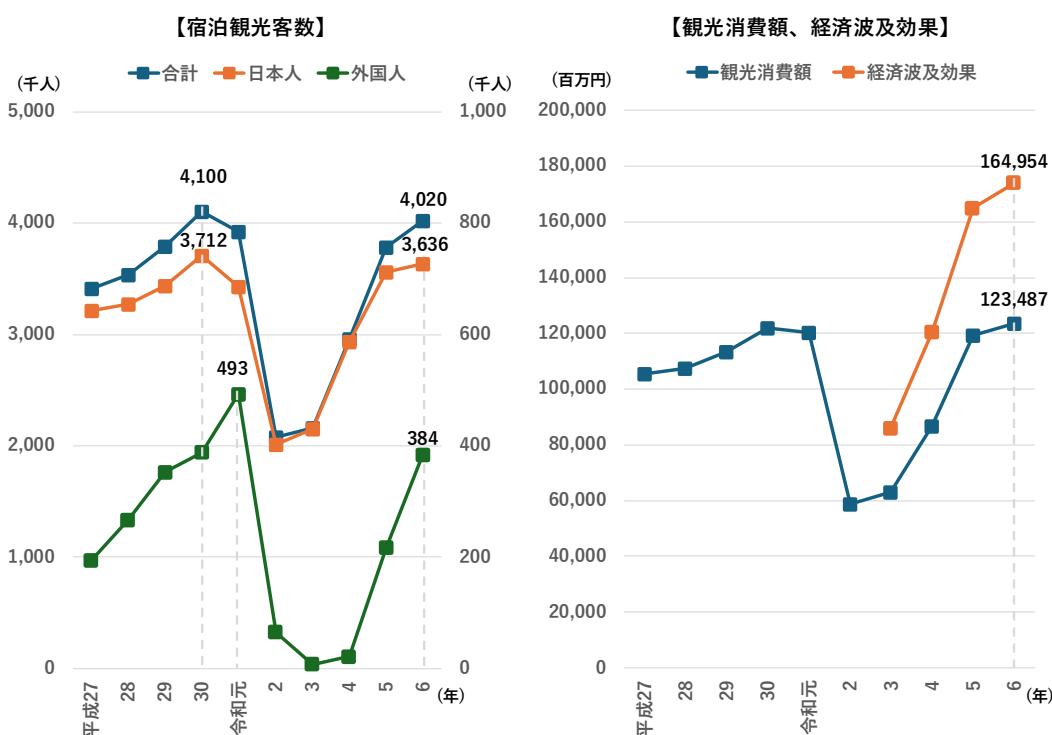
[出所：第4期鹿児島市観光未来戦略]

(3) 持続可能な観光地づくりに向けた課題

①鹿児島市の観光動向

鹿児島市の宿泊観光客数は、平成30年に過去最高の410万人、外国人宿泊観光客数については令和元年に過去最高の49.3万人となっている。

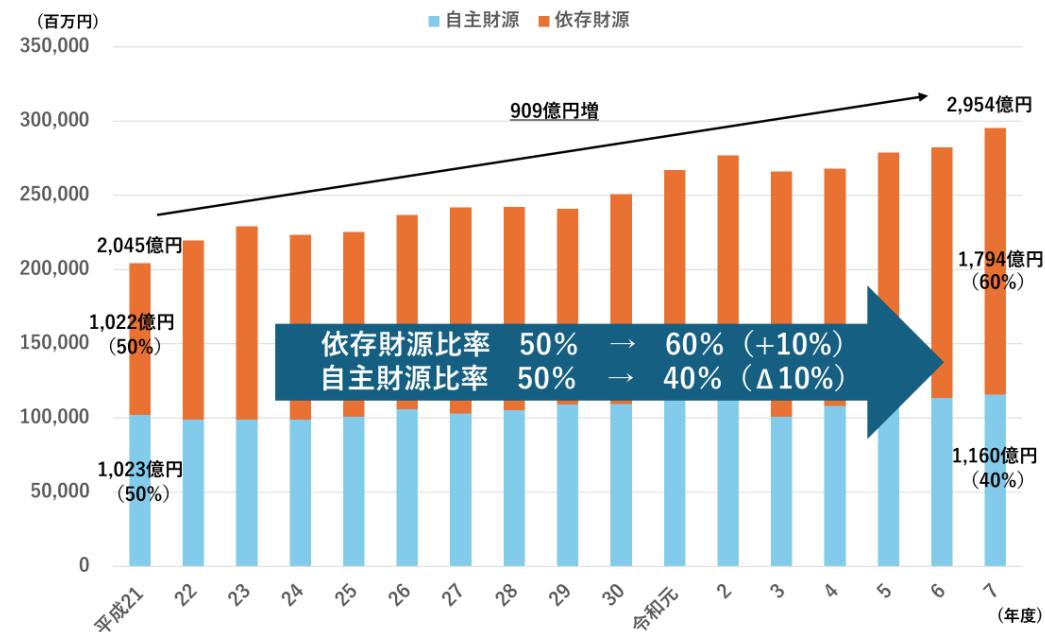
令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光需要は大きく落ち込んだが、令和4年10月の水際措置の大幅緩和や全国旅行支援の開始以降、需要は急速に回復し、令和6年における宿泊観光客数は、コロナ前の水準まで回復したところである。観光消費額、経済波及効果についても、宿泊観光客数と同様の傾向にある。



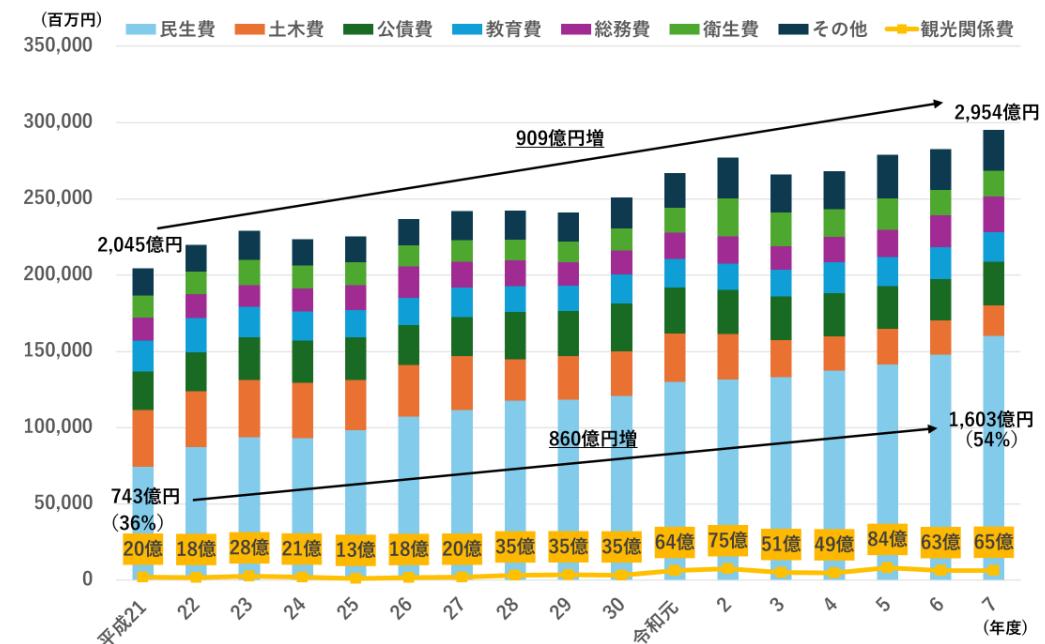
②鹿児島市の財政状況

鹿児島市における令和7年度の当初歳入・歳出予算額は、平成21年度と比べ909億円増加している中で、自主財源比率が10%減少していることや、社会保障関係経費や都市基盤整備への対応など鹿児島市を取り巻く喫緊の課題に対応するための施策・事業に多額の費用が見込まれることから、厳しい財政状況が続くものと考えられる。

[歳入]



[歳出]



③持続可能な観光地づくりに向けた課題

持続可能な観光地づくりに向けては、都市の魅力を高め、更なる観光振興を図るための新たな施策等を継続的に展開していくことが必要なことであるが、厳しい財政状況が続く中にあっては、それらの財政需要に適切に対応する安定的かつ持続的な財源の確保（新たな観光財源の導入検討）を図っていく必要がある。

3 新たな観光財源

(1) 地方自治体の自主財源の比較検討

新たな観光財源となり得る地方自治体の自主財源としては、地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、寄附金等が考えられるが、規模、安定性・継続性、受益と負担の観点から比較検討を行った結果、地方税が最も適当な手段であると考えられる。

[自主財源の比較検討]

種類	規模	安定性・継続性	受益と負担
地方税	対象者等の設定により 規模の確保は可能	安定的・継続的な確保 が可能	受益者を広く設定し、 負担を求めることが可 能
分担金 ・負担金	受益者を個別に特定す る必要があり、規模は 限定的	特定の事業に係るため 安定的であるが、継続 的な確保は難しい	
使用料	施設等利用者、役務提 供先からの徴収となる ため、規模は限定的		受益者を個別に特定し、 受益の範囲内で負担を 求める必要がある
手数料		安定的・継続的な確保 が可能	
寄附金	対象者等の設定により 規模の確保は可能	善意や協力に基づくた め、安定的・継続的な 確保は難しい	善意や協力によるため、 受益者が必ずしも負担 する必要はない

さらに、課税自主権を活用した自主財源について、比較検討を行った結果、観光振興という特定の目的を実現するための財源であることから、地方税の中でも、受益と負担の関係が明確であり、特定の財政需要を満たすことが可能である「法定外目的税」が最も適当であると考えられる。

[課税自主権を活用した自主財源の比較検討]

種類	導入事例	規模、安定性・継続性、受益と負担等
法定外税	法定外普通税	<ul style="list-style-type: none">対象者等の設定により規模の確保は可能安定的・継続的な確保が可能目的税に比べ、受益と負担の関連性は薄い使途が特定されないため、特定の財政需要（観光需要）を満たすことが難しい
	・歴史と文化の 環境税 ・宮島訪問税	
	法定外目的税	<ul style="list-style-type: none">対象者等の設定により規模の確保は可能安定的・継続的な確保が可能目的税は、受益と負担の関連性が明確である使途が特定されるため、特定の財政需要（観光需要）を満たすことが可能
超過課税	入湯税の超過課税	<ul style="list-style-type: none">税率の設定により規模の確保は可能（ただし、利 用状況等を鑑みると、更なる税率増は難しい）安定的・継続的な確保が可能

また、観光振興を図ることを目的とした法定外目的税を検討するため、受益と負担の関係から、負担を求める対象を「観光客等」とした。

観光客等の観光行動に着目し、課税客体について、比較検討を行った結果、課税客体の把握の容易性や行政コストの多寡等を総合的に勘案して、宿泊施設への宿泊行為が最も適当であると結論に至り、新たな観光財源として、宿泊税の検討を行うこととした。

[観光行動に着目した課税客体の比較検討]

観光行動	課税客体	課税客体の捕捉	課税客体の捕捉に係る 徴税費用
入域	鹿児島市への入域行為	入域手段は多岐に亘り、捕捉が難しい	入域行為の把握が難しく、課税に莫大な費用を要する
宿泊	宿泊施設への宿泊行為	他の客体と比べると、比較的捕捉が容易	他の客体と比べると、関連事業者数が少なく、比較的費用がかからない
交通機関利用	交通機関（市電、フェリー、バス等）の利用		
駐車場利用	有料駐車場の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難であり、捕捉が難しい	関連する事業者数が多く、課税に莫大な費用を要する
飲食	飲食店等での飲食行為		
土産購入	土産品店等での土産品購入		

4 宿泊税の制度設計

(1) 導入目的（使途）

導入自治体等の傾向としては、都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図るための観光資源の魅力向上やM I C E 誘致など戦略的な誘客促進、宿泊施設の受入環境整備支援など受入環境の充実など優先度の高い新規・拡充事業等に要する費用に充てることとしている。

宿泊事業者へのアンケート調査結果において、望ましいと思う使途としては、「鹿児島ならではの魅力を活用した体験型観光の推進」が最も多く、次いで、「観光施設の魅力づくり」、「誘客力のある観光イベントの創出・充実」であった。

委員等からは、「宿泊税は目的税であることから、導入目的は具体的に表現すべき」や「導入自治体の事例を参考に、観光振興に資する幅広い事業（ハード・ソフト両面）に活用できることが分かるようにして欲しい」などの意見があった。

以上を踏まえ、鹿児島市における導入目的（使途）については、次のとおりとすることが適当であると考える。

■導入目的

都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てるため。

■使途

以下のような新規・拡充事業等が想定される。

①鹿児島ならではの観光資源の魅力向上

イメージ) 桜島火山学習・体験プログラム／西郷ゆかりの地・史跡のDX化／宿泊施設の高付加価値化事業への補助／ナイトタイムエコノミーの推進／観光施設等の魅力向上など

②国内外からの戦略的な誘客促進

イメージ) M I C E 開催支援補助金の拡充／修学旅行やエクスカーションにおける交通手段への支援／映画撮影等誘致の推進／戦略的な観光プロモーション など

③旅行者の受入環境の充実

イメージ) 宿泊事業者による受入環境の充実や生産性向上等に向けた取組への支援／観光地へのアクセス向上に向けた交通表示の改善／食のユニバーサル対応の推進／トイレ環境の向上／通訳ガイドおもてなし推進 など

④その他

イメージ) 宿泊税の賦課徴収に要する経費 など

[上記のほか、委員等からの主な意見]

- 既存事業への単なる財源の振替は控えてもらいたい。
- 直接的な誘客促進に資する事業に活用してもらいたい。
- 宿泊者数を増加させるためのプロモーション経費に活用してもらいたい。
- 消費単価の増加に資する事業へも活用してもらいたい。
- 導入目的（使途）の拡大解釈で本来の使途とかけ離れないよう明確にして欲しい。

[参考①：導入自治体における導入目的（使途）]

自治体名	導入目的（使途）
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
俱知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
福岡県	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
福岡市	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てるため
北九州市	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
ニセコ町	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
常滑市	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、更なる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため
熱海市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため

[参考②] 導入自治体における宿泊税を活用した事業]

魅力向上 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等			
施策項目	事業名	事業概要	自治体名
体験型観光の推進	都心部のリバーフロントを活かした賑わい創出事業	都心部の回遊性向上を図るため、春吉橋迂回路橋上広場での光のイベントや、那珂川や博多川での体験コンテンツの実証等を行う	福岡市
	高付加価値旅行の推進による誘客事業	福岡市の伝統文化に関するワークショップなど、通常体験できない付加価値の高い旅行商品を開発し、海外富裕層向け旅行会社に対してプロモーション等を行う	福岡市
観光拠点の再生・高付加価値化	海辺を活かした観光振興事業	海辺の魅力を有する志賀島・北崎エリアの観光周遊コースを形成するとともに、観光客を誘致するため、北崎周辺等の自然・食・文化等の魅力を発信する	福岡市
	街路樹等雪吊り魅力向上事業	まちなかの街路樹や公園等の樹木への雪吊りを拡充し、金沢らしい冬の魅力を創出する	金沢市
	金澤町家宿泊施設再生事業費補助	金澤町家の宿泊施設への再生・活用に係る改修等に対し支援する	金沢市
ナイトタイムエコノミーの推進	夜の文化・エンタメ集客事業	観光客の夜間滞在等を促進するため、都心部でのイベントやライトアップを実施するほか、イベント等の開催状況と予約情報の一元的発信を行う	福岡市
	まちの風情を感じる夜間景観創出事業費	まちの風情を感じる夜間景観を創出するため、計画的に照明設備を整備する	金沢市
観光施設の魅力づくり	博物館リニューアル推進事業	文化観光の拠点としての機能向上等を目指し、博物館リニューアルに向けた事業者公募手続きや南側広場の改修を実施する	福岡市
	福岡城・鴻臚館における観光振興事業	夜間も楽しめるような福岡城内のライトアップの実証実施、城郭の雰囲気を感じられる装飾や石垣の見どころを解説する案内板の設置等に取り組む	福岡市

誘客促進 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等			
施策項目	事業名	事業概要	自治体名
MICEによる誘客促進	MICE支援事業	都市のプレゼンス向上につながる国際会議やビジネス機会の創出につながる展示会など、質の高いMICE誘致強化に向けた助成金等の支援内容の充実に取り組む	福岡市
	MICE推進事業	京都の強みを活かしたMICE誘致強化を図る	京都市
	国内を代表するMICE拠点の形成	マリンメッセ福岡において、パブリックアート制作・設置によりおもてなし空間を創出するとともに、感染症対応などの視点を踏まえたMICE機能強化に向けた検討等を行う	福岡市
	文化財を活用した魅力ある観光資源の創出・発信	福岡市の歴史資源を磨き上げ、その魅力を市民や観光客等に発信することにより、地域活性化や観光振興につなげる	福岡市
	修学旅行による都市圏周遊の推進	市内に宿泊する修学旅行による周遊観光を推進するため、貸切バス代支援の拡充や情報発信の強化に取り組む	福岡市
	映像を通じた誘客促進事業	市内での映画やドラマ撮影を誘致するための補助制度を新設し、映像を通じた魅力発信による観光誘客に取り組む	福岡市
観光プロモーション	広域連携誘客事業	欧米豪等からの誘客を図るため、海外Webメディアを活用した情報発信や国内大型イベントの機会を捉えたPR等により、西日本・九州の自治体等と連携した、西のゴールデンルート等の取組を推進する	福岡市
	観光地域づくり推進	長崎県や県内自治体等と連携し、広域での情報発信を行うとともに、OTAを活用することで観光商品等の情報発信、販売強化・消費拡大につなげる	長崎市
	金沢の庭園文化発信事業	多面的な価値を持つ歴史的庭園群を「金沢の庭園文化」と位置付け、国内外に広く発信する	金沢市

受入環境の充実 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等

施策項目	事業名	事業概要	自治体名
世界標準の受入体制の充実	宿泊施設改修支援事業費補助	宿泊者の利便性向上に資する旅館等の改修を支援する	金沢市
	観光と市民生活の調和に向けたインバウンド受入推進	インバウンドの受入れにおけるマナー啓発等の強化や、まちなかや公共交通における混雑防止に向けた手ぶら観光の推進等を実施する	福岡市
	大阪駅・梅田駅周辺案内表示整備事業費補助金	多くの観光客が往来する大阪駅・梅田駅周辺エリアにおいて、共通ルールに基づく案内サイン等の整備に対し、補助金を交付する	大阪府
	食のユニバーサル対応推進事業	訪日外国人の多様な食文化に対応するため、飲食店向けメニューの開発支援によるヴィーガン対応店舗等の拡充に取り組むとともに、情報発信を行い、誘客を図る	福岡市
	公衆トイレ環境の向上	観光客等の利便性向上のため、観光地周辺にあるトイレの建替え工事等を実施する	福岡市
	観光客等の移動円滑化施策の推進	観光・ビジネス客の利用が多い地下鉄駅において、移動円滑化やバリアフリールートの充実を図るために、エレベーター等を設置する	福岡市
受入人材の育成	通訳ガイドおもてなし推進	外国人旅行者の多様なニーズに対応するため、地域通訳案内士の養成講座を開催	金沢市
	ウェルカム大阪おもてなし事業費	大阪を訪れた外国人旅行者の困りごと（電車乗り換え、切符の購入等）の解消などに府民が積極的に関われるよう、府民向けのおもてなし講座を開催するとともに、難波駅周辺に多言語観光ボランティアの配置等を実施	大阪府
観光案内機能の強化	金沢中央観光案内所管理運営	市中心部にて外国人窓口対応、当日宿泊予約の受付など充実した観光案内を実施する	金沢市

(2) 課税客体、課税標準及び納税義務者

導入自治体等の傾向としては、東京都を除く全ての導入自治体等において、課税客体はホテル・旅館、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為、俱知安町を除く全ての導入自治体等において、課税標準は課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数、全ての導入自治体等において、納税義務者は課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者としている。

以上を踏まえ、鹿児島市における課税客体等については、次のとおりとすることが適當であると考える。

■課税客体

鹿児島市内に所在する旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）への宿泊行為

■課税標準

課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数

■納税義務者

課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者

[参考③：導入自治体における課税客体等]

自治体	課税客体	課税標準	納税義務者
東京都	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル・旅館		
大阪府		左記施設への宿泊数	
京都市			
金沢市	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所	左記施設への宿泊料金	
俱知安町	・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）		
福岡県			
福岡市	[大阪府、福岡県、北九州市] ・上記に加え、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）		
北九州市			
長崎市		左記施設への宿泊数	
ニセコ町			
常滑市			
熱海市			

(3) 徴収方法、特別徴収義務者及び申告納入期限

導入自治体等の傾向としては、全ての導入自治体等において、徴収方法は特別徴収、特別徴収義務者は宿泊事業者又は宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者※²（以下「宿泊事業者等」という。）、申告納入期限は毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納入が可能）としている。

以上を踏まえ、鹿児島市における徴収方法等については、次のとおりとすることが適当であると考える。

■徴収方法

特別徴収

■特別徴収義務者

宿泊事業者等

■申告納入期限

原則、毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入可能）

[参考④：導入自治体における徴収方法等]

自体	徴収方法	特別徴収義務者	申告納入期限
全ての導入自治体	特別徴収	宿泊事業者等	原則、毎月末日までに前月分を申告納入 ただし、一定の要件を満たす場合は、 3か月ごとに申告納入可能

※2）宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者：全面的に経営を受託している事業者などのこと。

(4) 税率（税額）

導入自治体等の傾向としては、42自治体のうち、一律定額制の採用が20自治体、段階的定額制が21自治体、定率制が1自治体である。

宿泊事業者へのアンケート調査結果において、適切だと考える税率（税額）制度としては、「一律定額制」が52%と最も多く、次いで、「段階的定額制」（24%）、「定率制」（9%）であった。

委員等からは、「特別徴収義務者の事務負担や分かりやすさなどを踏まえると一律定額制が望ましい」や「アンケート調査結果や税収見込額等を踏まえると一律定額制が望ましい」などの意見があった。

以上を踏まえ、鹿児島市における税率（税額）については、次のとおりとすることが適当であると考える。

なお、課税期間（5年間）経過後においては、税率（税額）について、導入自治体等の傾向などを踏まえ、段階的定額制や定率制も含め、改めて検討することが望ましい。

■税率（税額）

1人1泊につき200円（一律定額制）

[上記のほか、委員等からの主な意見]

- ・税率については、一律定額制を導入すべきであるが、廉価である宿泊施設への宿泊客にとっては負担が大きいことが課題である。
- ・今後、観光の高付加価値化を図り、多くの富裕層が来鹿されることを目指して、段階的定額制としてはどうか。
- ・定率で課税される住民税と同様に、非住民である観光客（宿泊客）に対しても定率で課税することとしてはどうか。
- ・宿泊単価は日々の変動が激しく、定率制の場合、非常に徴収作業が煩雑となるため定額制が望ましい。

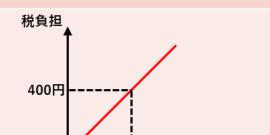
[参考⑤]：導入自治体等の傾向]

一律定額制	段階的定額制	定率制
20/42自治体 〔福岡県、北九州市、常滑市、熱海市、宮城県、広島県、小樽市、釧路市、北見市、網走市、仙台市、松江市、旭川市、帯広市、音更町、弘前市、岐阜市、鳥羽市、熊本市、阿智村〕	21/42自治体 〔東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡市、長崎市、二ヶ町、赤井川村、札幌市、高山市、下呂市、函館市、富良野市、占冠村、北海道、新得町、留寿都村、那須町、白馬村、湯河原町、軽井沢町〕	1/42自治体 〔俱知安町〕

[参考⑥]：導入自治体における税率（税額）]

東京都[段階的定額]	大阪府[段階的定額]	京都市[段階的定額]	金沢市[段階的定額]
1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円以上 1万5千円未満:100円 ② 1万5千円以上:200円	1人1泊について、宿泊料金が ① 7千円以上 1万5千円未満:100円 ② 1万5千円以上 2万円未満:200円 ③ 2万円以上:300円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満:200円 ② 2万円以上5万円未満:500円 ③ 5万円以上:1,000円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5千円以上2万円未満:200円 ② 2万円以上:500円
俱知安町[定率]	福岡県[一律定額]	福岡市[段階的定額]	北九州市[一律定額]
宿泊料金の2%	1人1泊につき200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満:200円 ② 2万円以上:500円 ※うち県税50円	1人1泊につき200円 ※うち県税50円
長崎市[段階的定額]	ニセコ町[段階的定額]	常滑市[一律定額]	熱海市[一律定額]
1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円未満:100円 ② 1万円以上2万円未満:200円 ③ 2万円以上:500円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5,001円未満:100円 ② 5,001円以上 2万円未満:200円 ③ 2万円以上5万円未満:500円 ④ 5万円以上 10万円未満:1,000円 ⑤ 10万円以上:2,000円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円

[参考⑦]：定額制と定率制の特徴比較]

	一律定額制	段階的定額制	定率制
収税へ影響がある要素	宿泊客数	宿泊客数 又は 宿泊料金	宿泊客数 又は 宿泊料金
宿泊客の負担	宿泊料金が、 ・低価格帯では負担大 ・高価格帯では負担小	定率制と比較すると 宿泊料金が、 ・低価格帯では負担大 ・高価格帯では負担小 ※税率の境界層付近で負担が大きく異なる	宿泊単価に応じた負担
特別徴収義務者の事務負担	負担小	負担大 〔宿泊料金の算出 税率構造が複雑〕	負担大 (宿泊料金及び税額の算出)
税負担のイメージ			

(5) 免税点^{※3}、課税免除^{※4}

導入自治体等の傾向としては、42自治体のうち、免税点を設けているのは11自治体、課税免除を設けているのは34自治体である。課税免除を設けている34自治体では主に修学旅行生等を対象としており、そのうち1自治体では、スポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者も課税免除の対象としている。

宿泊事業者へのアンケート調査結果において、免税点については、「設けない方がよい」が39%と最も多く、課税免除については、「設けた方がよい」が36%と最も多かった。

委員等からは、「修学旅行生等は教育活動の一環であり公益性があることや誘致の観点から設けてよいと思う」や「特別徴収義務者の事務負担を考慮し、まずは修学旅行生等に限定したシンプルなケースから制度を開始することが望ましいのではないか」などの意見があった。

以上を踏まえ、鹿児島市における免税点等については、次のとおりとすることが適当であると考える。

なお、課税期間（5年間）経過後においては、課税免除について、導入自治体等の傾向などを踏まえ、「スポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者」を追加することの必要性も含め、改めて検討することが望ましい。

■免税点

なし

■課税免除

修学旅行に参加する児童、生徒並びに引率者

[上記のほか、委員等からの主な意見]

- ・スポーツ大会等については、対象者等の範囲の特定が困難であり、混乱を招くおそれがあるのではないか。

※3) 免税点：1人1泊あたりの宿泊料金が定められた金額未満の場合に、宿泊税が課されない基準額のこと。

※4) 課税免除：特定の目的や利用者に限り、宿泊税の納税義務が免除されること。

[参考⑧：導入自治体における免税点等]

自治体	免税点	主な課税免除
東京都	1万円未満	なし
大阪府	5千円未満	以下の機関・施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者 ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ② 高等専修学校 ③ 保育所、幼保連携型認定こども園等
京都市	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者 ② 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事に参加しているもの及びその引率者 ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ウ 児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業等を行う施設
金沢市	5千円未満	なし
倶知安町	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの ② 学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等の生徒又は学生で、町内で職場体験を行うもの
福岡県	なし	なし
福岡市	なし	なし
北九州市	なし	なし
長崎市	なし	① 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ② 部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
ニセコ町	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加している者
常滑市	なし	なし
熱海市	なし	① 年齢12歳未満の者 ② 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加しているもの

(6) 課税期間（見直し期間）

導入自治体等の傾向としては、全ての導入自治体において、社会情勢の変化や財政需要、納税義務者の負担等を勘案して、条例施行後3～5年で見直しを行っている。

以上を踏まえ、鹿児島市における課税期間（見直し期間）については、次のとおりとすることが適当であると考える。

■課税期間（見直し期間）

条例施行後5年ごと

[委員等からの主な意見]

- ・社会情勢の変化など想定外のことが生じた時は、見直し期間については柔軟に対応しても良いのではないか。

[参考⑨：導入自治体における課税期間（見直し期間）]

自治体	課税期間（見直し期間）
東京都	条例施行後5年ごと
大阪府	条例施行後5年ごと
京都市	条例施行後5年ごと
金沢市	条例施行後5年ごと
俱知安町	条例施行後5年ごと
福岡県	条例施行後3年、その後5年ごと
福岡市	条例施行後3年、その後5年ごと
北九州市	条例施行後3年、その後5年ごと
長崎市	条例施行後3年ごと
ニセコ町	条例施行後5年ごと
常滑市	条例施行後3年、その後5年ごと
熱海市	条例施行後5年ごと

(7) 特別徴収交付金^{※5}

導入自治体等の傾向としては、42自治体のうち、納入金額の2.5%が30自治体、3.0%が5自治体、3.5%・4.0%がそれぞれ1自治体、5.0%が2自治体などとなっている。うち29自治体では、導入後5年間に限り、通常の割合に0.5%加算するなど特例措置を設けている。

委員等からは、「交付率については、導入自治体等の傾向や宿泊事業者の意見等を踏まえ決定すべきである」や「クレジットカード等の決済手数料に加え事務手数料（税の申告納入や帳簿作成などの負担増とそれに係る人件費増など）などを十分に考慮の上、適切な交付率となるよう検討していただきたい」などの意見があった。

以上を踏まえ、鹿児島市における特別徴収交付金については、次のとおりとすることが適当であると考える。

■特別徴収交付金

特別徴収交付金を設ける。

なお、交付率については、導入自治体等の傾向や宿泊事業者の意見等のほか、クレジットカード等の決済手数料、事務手数料などを考慮の上、適切な交付率を設定すべきである。

[上記のほか、委員等からの主な意見]

- ・クレジットカード等の決済手数料は概ね2.5～3.3%であるため、特別徴収交付金の設定に当たっては配慮してほしい。

[参考⑩：導入自治体等の傾向]

納入金額の2.5%	納入金額の3.0%	納入金額の3.5%	納入金額の4.0%
30/42自治体 〔東京都、大阪府、京都市、金沢市、俱知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市、常滑市、熱海市、赤井川村、宮城県、広島県、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、仙台市、松江市、旭川市、占冠村、岐阜市、鳥羽市、北海道、留寿都村、経井沢町、阿智村、白馬村〕	5/42自治体 〔高山市、下呂市、富良野市、那須町、湯河原町〕	1/42自治体 (弘前市)	1/42自治体 (熊本市)

・上記ほか、納入金額の5.0%:2/42自治体、交付率検討中:1/42自治体、制度なし:2/42自治体

[参考⑪：導入自治体における特別徴収交付金]

東京都	大阪府	京都府	金沢市
納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※交付上限額100万円	①全て納期内完納した場合 納入金額の2.5% ②1ヶ月でも納期内完納していない場合 納入金額の2.0% ③加算金を伴う増税更生又は 決定処分を受けた場合 納入金額の1.0% ※導入後5年間は-0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※交付上限額200万円	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% （さらに5年間延長）、 申告納入1月につき+1千円 ※交付上限額は、前期・後期 それぞれ50万円
福岡県	福岡市	北九州市	
①全て納期内完納した場合 納入金額の2.5% ②1ヶ月でも納期内完納していない場合 納入金額の2.0% ③加算金を伴う増税更生又は 決定処分を受けた場合 納入金額の1.0% ※導入後5年間は+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※導入後5年間は全ての申告を 電子申告で行い、かつ、納 入期限までに納入された場 合は、さらに+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※導入後5年間は全ての申告を 電子申告で行い、かつ、納 入期限までに納入された場 合は、さらに+0.5%	
長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
納入金額の2.5% ※交付上限額50万円	納入金額の5.0%	納入金額の2.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5%

※5) 特別徴収交付金：特別徴収義務者の事務・経費負担軽減を図るために、納入した宿泊税額に応じて交付金を支給する制度のこと。

5 関連事項

(1) 宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用

導入自治体の傾向としては、全ての導入自治体において、宿泊税は一般会計で管理の上、4（1）で整理した導入目的（使途）に適した新規・拡充事業等に活用し、ホームページ等で公表している。そのうち登録DMOがある自治体においては、自治体の他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興につながる新規・拡充事業等を検討し、その中で、導入目的（使途）に適した事業に活用している。

DMO事業へ宿泊税を活用する場合、事業実施前年度にDMOから自治体へ予算案等を提出し、双方による調整・協議等を経て、事業実施年度に自治体からDMOへ補助金等を交付している。

また、DMO事業について、自治体から複数の補助事業を一括して1つの補助金として交付し、期中の状況に応じて自治体との協議の上で事業間の流用を可能とする自治体もある。

委員等からは、「DMOの財源不足は大きな課題の一つであり、宿泊税の導入で課題解決につながるのではないかと期待している」や「地域課題にタイムリーかつ柔軟に対応するため、宿泊税の財源からDMOへ一定の枠を配分することが望ましいのではないか」、「宿泊税は目的税であるため、宿泊税事業への活用にあたっては、特別会計で管理することが望ましいのではないか」などの意見があった。

以上を踏まえ、鹿児島市における宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用については、次のとおりとすることが適当であると考える。

■宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用

市その他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興につながる新規・拡充事業等を検討し、その中で、市とDMOによる調整・協議等を経て、導入目的（使途）に適した事業について宿泊税を活用すべきである。

DMOにおける導入目的（使途）に適した事業については、市から複数の補助事業を一括して1つの補助金として交付し、期中の状況に応じて市との協議の上で事業間の流用を可能とする仕組みを検討すべきである。

また、宿泊税を活用する事業については、毎年度、鹿児島市ホームページ等で公表するほか、特別会計による管理も検討するなど、使途の明確化・透明性の確保を図るための措置を講ずるべきである。

[上記のほか、委員等からの主な意見]

- ・宿泊税は一元的には市の財源になるものであり、直接DMOに配分されるものではないことについては理解しているが、DMOの活動のためにも配慮いただきたい。

(2) システム等改修整備費用助成制度の要否

導入自治体等の傾向としては、42自治体のうち26自治体が特別徴収義務者へ新たに発生するシステム等の整備費用に対し、助成制度を設けている。

以上を踏まえ、鹿児島市におけるシステム等整備費用助成制度の要否については、次のとおりとすることが適当であると考える。

■システム等改修整備費用助成制度の要否

助成制度を設けることが望ましい。

[参考⑫]：導入自治体におけるシステム等改修整備費用助成制度]

	長崎市	常滑市	熱海市
補助対象 経費	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター ・POSレジ、宿泊税用券売機など	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修や新たなレジシステムの構築に係る費用、並びにハードウェア及びソフトウェア等の購入経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター ・POSレジ、宿泊税用券売機など	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入並びにその他宿泊税導入に伴い既存のパンフレット等の修正に係る経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・POSレジ、宿泊税用券売機 ・パンフレット等の修正に伴う印刷費など
補助率	1/2	50万円まで：10/10 50万円を超える部分：1/2	1/2
補助 上限額	50万円	100万円	50万円
申請実績	39/200事業者（20%）	約20/40事業者（50%）	約60/360事業者（17%）

(3) 入湯税の改正の要否

導入自治体等の傾向としては、42自治体のうち3自治体が宿泊税導入に伴い、入湯税を改正している。

入湯税を改正しなかった自治体の主な理由としては、「入湯税と宿泊税は、導入目的（使途）、課税客体が異なるため」や「入湯行為は市民共有の地下資源を利用するもので、相応の負担を求めるることは適切であるため」などのようである。

以上を踏まえ、鹿児島市における入湯税の改正の要否については、次のとおりとすることが適当であると考える。

■入湯税の改正の要否

宿泊税導入に伴う入湯税の改正は不要

[参考⑬：導入自治体における入湯税の改正]

自治体	改正内容	改正理由
福岡市	宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円 → 50円 日帰りの入湯客 1人1日あたり 50円 → 改正なし	納税義務者の負担軽減を図るため

6 まとめ

(1) 制度設計

項目	制度案
導入目的 (使途)	都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てるため。
課税客体 課税標準 納税義務者	課税客体：鹿児島市内に所在する旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）への宿泊行為 課税標準：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数 納税義務者：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者
徴収方法 特別徴収義務者 申告納入期限	徴収方法：特別徴収 特別徴収義務者：宿泊事業者等 申告納入期限：原則、毎月末日までに前月分を申告納入 (一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入可能)
税率(税額)	1人1泊につき200円
免税点 課税免除	免税点：なし 課税免除：修学旅行に参加する児童、生徒並びに引率者
特別徴収交付金	特別徴収交付金を設ける。 なお、交付率については、導入自治体等の傾向や宿泊事業者の意見等のほか、クレジットカード等の決済手数料、事務手数料などを考慮の上、適切な交付率を設定すべきである。
課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年ごと

(2) 関連事項

項目	意見案
宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用	<p>市の他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興につながる新規・拡充事業等を検討し、その中で、市とDMOによる調整・協議等を経て、導入目的（使途）に適した事業について宿泊税を活用すべきである。</p> <p>DMOにおける導入目的（使途）に適した事業については、市から複数の補助事業を一括して1つの補助金として交付し、期中の状況に応じて市との協議の上で事業間の流用を可能とする仕組みを検討すべきである。</p> <p>また、宿泊税を活用する事業については、毎年度、鹿児島市ホームページ等で公表するほか、特別会計による管理も検討するなど、使途の明確化・透明性の確保を図るための措置を講ずるべきである。</p>
システム等改修整備費用助成制度の要否	助成制度を設けることが望ましい。
入湯税の改正の要否	宿泊税導入に伴う入湯税の改正は不要

7 おわりに

本検討委員会では、まずは、宿泊税導入の必要性や妥当性について協議を行い、その必要性等が認められたため、導入自治体等の事例や宿泊事業者へのアンケート調査結果等を踏まえた制度設計等について客観的かつ具体的な検討を行ってきたところである。

これまでの協議内容を踏まえ、検討委員会として以下のとおり提言する。

- 1 鹿児島市において、今後、国内外から選ばれる持続可能な観光地づくりに向け、都市の魅力を高め、更なる観光振興を図るための新たな施策等を継続的に展開していくための財源として、宿泊税の導入は適当である。
- 2 本検討委員会で協議した制度設計等の案を踏まえ、引き続き、条例案や必要な予算等の措置について整理していくことが必要である。
- 3 特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税義務者となる宿泊者の理解を得ることが重要であり、以下の取組等について実施することが必要である。
 - ・宿泊事業者等への宿泊税導入の目的、使途及び制度の丁寧な説明や意見聴取
 - ・宿泊者への十分な周知広報
 - ・宿泊事業者側のシステム改修やスタッフ研修など受入環境整備や宿泊者への周知広報に必要な期間の確保
- 4 課税期間（5年間）経過後においては、制度設計等について、特別徴収義務者の意見や導入自治体の傾向等を踏まえ、必要に応じて、改めて検討すること。

今後、鹿児島市に宿泊税が導入されることになれば、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実などの更なる推進が図られ、旅行者の満足度を高めるとともに、地域経済全体にも大きな効果をもたらすことが見込まれる。こうした宿泊税を財源とする各種施策の展開により、国内外から選ばれる観光地として、持続的に発展していくことを期待する。

最後に、本検討に際しご協力をいただいた宿泊事業者の皆様をはじめ、関係各位に感謝申し上げる。

令和7年●月
鹿児島市宿泊税検討委員会

[参考：鹿児島市宿泊税検討委員会について]

1 鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な観光地づくりに向け、新たな観光財源として、宿泊税について多様な視点から客観的に検討するため、鹿児島市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊税の検討に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員長は、災害その他の事由により、副委員長、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

4 オンラインによる方法等で会議に出席した委員等は、会議に出席したものとみなす。

(報償金)

第6条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光交流局観光戦略推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、観光交流局観光戦略推進課において処理する。

2 委員名簿

所属	役職	氏名	備考
鹿児島大学	名誉教授	石塚 孔信	委員長
鹿児島市ホテル旅館組合	理事長	淵村 文一郎	
日本旅行業協会 鹿児島県支部 鹿児島県地区委員会	支部長	山田 聰	
鹿児島商工会議所	会頭	岩崎 芳太郎	
鹿児島観光 コンベンション協会	専務理事	池田 哲也	副委員長
九州経済研究所	執行役員 企画戦略部長	藤田 聖二	

※敬称略。委員長及び副委員長は委員の互選により選任。

3 検討経過

開催回	開催日	議事
第1回	令和7年7月3日	・観光振興の重要性・財源確保の必要性 ・観光振興のための財源の検討
第2回	8月25日	・事例等を踏まえた制度設計(案)等
第3回	10月24日	・事例等を踏まえた制度設計(案)等 ・報告書の骨子(案)
第4回	11月21日	・報告書(案)